

柏原市立小・中学校の
適正規模・適正配置について

(答申)

令和4年3月

柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会

目 次

はじめに	1
I. 市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方に関すること	
1. 通学区域	2
2. 検討する際の視点	
(1) 地域とともにある学校	3
(2) 小中一貫教育の更なる推進	4
3. 学校規模・通学距離の考え方	
(1) 学校規模	4
(2) 通学距離	5
4. 適正規模を実現することが地理的条件等により困難な場合	6
II. 小中一貫教育を推進する観点からの市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策に関すること	
1. 学校の役割	7
2. 教育環境の充実	7
3. 小規模校のメリット・デメリット	
(1) 小規模校のメリット	8
(2) 小規模校のデメリット	8
III. 児童生徒数等から見た適正規模・適正配置について	
1. 児童生徒数、学級数の推移	
(1) 住民基本台帳による推移予測	10
(2) 人口推計による推移予測	12
2. 各中学校区別方針	
(1) 柏原中学校区	15
(2) 堅上中学校区	17
(3) 国分中学校区	20
(4) 堅下北中学校区	22
(5) 堅下南中学校区	24
(6) 玉手中学校区	26
おわりに	29
資料編	
資料1：柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会規則	30
資料2：柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会委員名簿	32
資料3：柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会の審議経過	33
資料4：諮問書（写）	34

はじめに

柏原市は、昭和33年に市制が施行され、大阪市内まで約20分という恵まれた交通条件と住環境の良さが相まって、ベッドタウンとして急速に発展してきました。しかし、人口は平成9年の79,882人をピークに現在に至るまで減少傾向が続いており、令和3年11月現在は、67,824人となっています。

また、全国的に少子化が進んでいるなかで、本市においても児童生徒数が減少傾向にあります。平成28年9月、柏原市教育委員会が策定した「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」（以下「方針」という。）で定めた本市基準の小規模校（小学校11学級未満・中学校8学級未満の学校）は、令和3年度、桜坂小中学校を除くと、小学校では9校中3校（柏原東小、堅上小、堅下北小）、中学校では6校中2校（堅上中、堅下南中）になっています。この方針は概ね5年毎に見直されることとなっておりますが、近年、社会情勢は急速に変化していることから、方針の見直しに当たっては、人口推計の変化だけではなく、国の動きや地域の実情等にも注目し、検討していく必要があります。

そんな中、令和3年7月19日、柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）は、柏原市教育委員会から「市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方に関すること」及び「小中一貫教育を推進する観点からの市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策に関すること」について諮問を受けました。

審議会は、柏原市立小学校及び中学校のより良い教育環境と効果的な学校教育の実現に向け、方針の見直しを通じて、学校規模・学校配置の適正化についての考え方や小中一貫教育を推進する観点からの市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策などについて、議論を重ねました。そして、各中学校区における適正規模・適正配置について基本的な方針を示すこととしました。全4回の審議会で慎重に審議に取り組み、ここに「答申」として提言します。

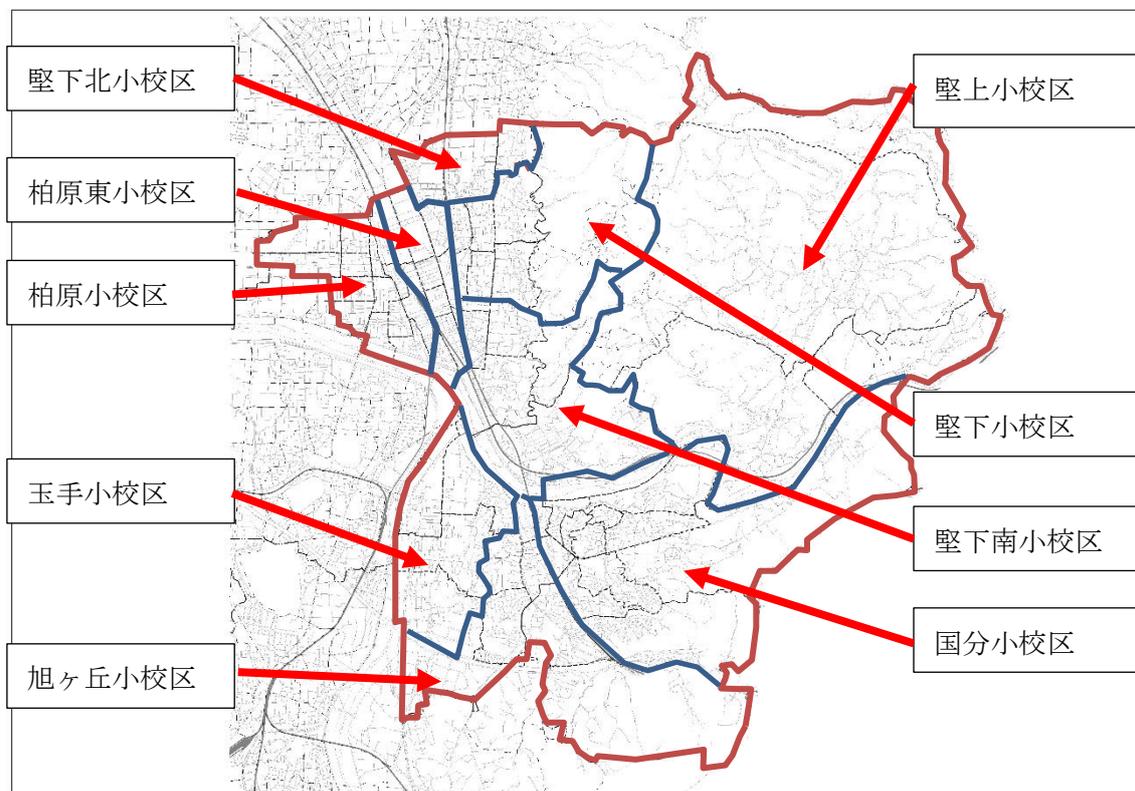
柏原市教育委員会におかれましては、本答申を具体化することによって、児童生徒のより良い教育環境の整備に邁進されますことを期待します。

I. 市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方 に関すること

1. 通学区域

昭和33年に市制が施行された当時は、市立の小学校は5校（柏原小、柏原東小、堅下小、堅上小、国分小）と2分校（堅下小高井田分校、国分小玉手分校）、中学校は3校（堅上中、柏原中、国分中）でした。その後、堅下小は堅下小、堅下北小、堅下南小に分離、国分小は国分小、玉手小、旭ヶ丘小、国分東小に分離しました。中学校では、柏原中が柏原中、堅下北中、堅下南中に分離、国分中が国分中、玉手中に分離しました。それぞれの通学区域については、その都度、「通学区域審議会」で審議されてきました。その後、桜坂小中学校の開校と堅下南小高井田分校（堅下小高井田分校から改名）の閉校、国分小学校と国分東小学校の統合を経て、現在は小学校が10校、中学校が7校となっています。

【通学区域略図】



○中学校区との対応

- 「柏原中学校区」：柏原小学校区と柏原東小学校区
- 「堅上中学校区」：堅上小学校区及び市内全域（特認校）
- 「国分中学校区」：国分小学校区
- 「堅下北中学校区」：堅下小学校区と堅下北小学校区
- 「堅下南中学校区」：堅下南小学校区
- 「玉手中学校区」：玉手小学校区と旭ヶ丘小学校区

2. 検討する際の視点

児童生徒数の減少に伴い市立小・中学校の適正規模・適正配置を検討するにあたっては、児童生徒のより良い教育環境を実現するために、児童生徒数や学級数といった側面だけでなく、下記の視点を踏まえて適正規模・適正配置について検討することが必要です。

(1) 地域とともにある学校

(ア) 教育活動の充実による子どもの育成

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。

(イ) 通学条件の整備

通学路の状況（踏切・信号・横断歩道等の有無、登下校時間帯の交通量、防犯の観点等）を十分把握し、歩道の確保や防犯灯の設置など、子どもたちの安全の確保に努めることが必要です。また、子どもの通学が困難な場合は、通学手段（自転車、スクールバス、鉄道等の利用）を考える必要があります。

(ウ) 地域とともに育つ学校づくり、地域活性化に貢献する学校づくり

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。このような学校が持つ多様な機能にも留意し、保護者の声を重視しつつ地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論が必要です。

(エ) 自然災害（土砂災害等）に対する備え

市内には数多くの「土砂災害警戒区域」が点在していますので、避難所や防災拠点としての役割も兼ね備えた学校配置を考える必要があります。

(オ) 学校設置や校区編成の歴史的経緯等への留意

通学区域にはそれぞれの設置経過や校区の歴史があり、一つひとつの学校は地域社会と深く結びついていることから、その歴史的経緯を踏まえて検討することが必要です。

(2) 小中一貫教育の更なる推進

柏原市は平成24年度から、「幼小中一貫教育基本方針」に基づき、小中一貫教育を全ての中学校区で進めています。

中学校区ごとに「学力向上」「生活指導の統一」等の目標を設定し、小学校入学時から中学校卒業までの9ヶ年の継続的な指導によって、いわゆる「中1ギャップ」の解消やスムーズな小学校から中学校へのつながりに向けて取り組んでいます。また、小中一貫教育推進コーディネーターを各校で任命し、コーディネーターを中心にして、合同研修、各種合同部会を開催し、めざす子ども像を共有しています。

国は平成28年4月に「義務教育学校」^{※1}の設置を可能とする改正学校教育法が成立したことを踏まえ、小中一貫教育を推進する「小中一貫型小学校・中学校」及び「義務教育学校」の制度化の意義について述べていますが、現時点で府内の義務教育学校は政令市を除き、7校のみとなっています。柏原市が現在行う施設分離型小中一貫教育^{※2}においては、従来の制度下における小中一貫教育を推進しながら、全国の動向を注視することが望ましいと考えます。

3. 学校規模・通学距離の考え方

(1) 学校規模

国が標準としている学校規模は、「学校教育法施行規則」において、小中学校ともに、1つの学校で12学級以上18学級以下ですが、「特別の事情がある時はこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意する必要があります。

また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、12学級を下回る程度に依じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。

柏原市として地域の実態を踏まえつつ、児童生徒の教育効果をより高められる適正規模についての基本的な考え方や望ましい規模を考えていく必要があります。

※1 義務教育学校：小中一貫教育を行う学校の種類のひとつ。学校教育法の改正により、平成28年に新設された学校教育制度。修業年数は9年。ひとりの校長の下、ひとつの教職員組織で一貫した教育を行う。

※2 施設分離型小中一貫教育校：小学校と中学校の校舎が異なる敷地に設置されている施設形態をとった小中一貫教育校。対して、小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている施設形態をとった小中一貫教育校は、施設一体型小中一貫教育校である。

【小学校】

小学校では、互いに学び合い、競い合い、助け合える環境づくりが必要です。全学年でクラス替えを可能とし、多様な学習活動が可能であること、更に同学年に複数教員を配置するためには少なくとも1学年2学級以上（学校単体で12学級以上）が必要です。

また、児童の学習活動に制約が生じることなく、十分な教育効果を得るためには、図書室や理科室などの特別教室が週一回は使えることが望ましいので、時間割編成上、学校全体で24学級以下を適正規模と考えます。

【中学校】

教員数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により学級数で配置できる教員数が決まっています。

中学校における学習指導は、教科担任制であり、全教科に専門の教員を確保することが必要です。そのため教員の配置定数や学校運営の観点により学校全体で9学級以上が必要です。

また、生徒一人ひとりの活躍する機会を十分確保でき、互いの人間関係が希薄にならない、教員が生徒一人ひとりの把握が十分できる、特別教室や体育館等の施設利用の面から教育活動に制約が生じない等、十分な教育効果が期待できることから、学校全体で15学級以下を適正規模と考えます。

上記から、本市における学校の適正規模を次のとおりとします。

本市の学校規模についての考え方

	小規模校	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下
中学校	8学級以下	9学級以上15学級以下

(2) 通学距離

国は「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、小学校はおおむね4km以内、中学校は6km以内を通学基準とし、公立小・中学校施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていますが、柏原市には通学区域に山地を含む学校や、平地の学校に比べ通学路に高低差のある学校もあるため、通学時の児童生徒の負担を考慮する必要があります。

そこで、柏原市においては通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩で通学する際の目安として、小学校ではおおむね3km以内、中学校ではおおむね4km以内とする基準が妥当であると考えます。

本市の通学距離についての考え方

【小学校】 おおむね 3 km以内

【中学校】 おおむね 4 km以内

4. 適正規模を実現することが地理的条件等により困難な場合

学校が適正規模でない場合でも、地理的条件等で学校統合による適正配置が困難な場合も考えられます。その場合には、学習面、生活面、学校経営面等において、教育効果を高めるための様々な工夫ある取組みが必要です。

全学年が単学級の場合でも、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(文部科学省)の中で述べられている、「切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。」等の小規模校のデメリットを緩和するために、話し合い活動を協同的にすすめ、互いの良さを経験させるなど、グループ活動を通じて思考の多様化を求める学習の場が必要です。そのためには、少なくとも1班5～6名編成で4～6班できる事が望ましいので、1学年に20名程度の児童数、生徒数が望ましいと考え、以下のように整理します。

取組みの工夫により教育効果を高めることが可能な最低限の学校規模

- 各学年に学級が存在している(複式学級※ではない)
- 1学年に20名程度の児童生徒が在籍している

※複式学級とは、2つ以上の学年で構成される学級のことです。異なる学年が同じ教室で授業を受けるため、一方の学年が先生から直接指導を受けている間、もう一方の学年は課題学習することになります。児童生徒数は小学校の場合、16名以内(1年生を含む場合は8名)で、中学校の場合8名以内になります。

Ⅱ. 小中一貫教育を推進する観点からの市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策に関すること

1. 学校の役割

学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要になります。

そして、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域コミュニティの核としての役割を有することが多く、防災や地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという役割も持っています。市立小・中学校の適正規模・適正配置の検討については、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら進めていくことが必要です。

2. 教育環境の充実

学校の役割を十分に果たすためには、一定の規模の児童生徒数が確保され、全学年でのクラス替えや学習活動の特質に応じた集団を編成できる学級数が望ましいと考えます。また、児童生徒数が増加することで教職員数も増加し、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団の形成も可能となります。バランスのとれた教職員集団では、指導方法等で協力し合ったり、課題解決のアイデアを出し合ったりする機会が増え、互いに切磋琢磨し、教職員の資質及び指導力の向上にも結びつきます。

また、柏原市教育委員会がこれまで進めてきた小中一貫教育は、小・中の教職員の組織的・継続的な教育活動による教育効果の向上（学力・学習意欲の向上）や、いわゆる「中1ギャップ」の緩和（不登校・いじめの減少）をはじめとする生徒指導上の諸問題の解消、児童生徒の社会性の育成等を目的としています。学校規模や学校配置の適正化を進める際には、地域と学校のより密接な協働関係を構築し、施設分離型小中一貫教育校の研究・実践を引き続き考慮していく必要があります。加えて、施設一体型小中一貫教育校や義務教育学校について、大阪府内の先行事例を通じて、成果と課題の調査・研究に取り組む必要があります。

3. 小規模校のメリット・デメリット

児童生徒にとってのより良い教育環境の維持、向上の観点から、小規模校のメリット、デメリットを確認した上で、学校規模と学校配置の適正化の検討が必要です。

(1) 小規模校のメリット

【教育環境】

- ・学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を十分に設定できます。
- ・発表できる機会が増えます。
- ・児童生徒相互の人間関係が深まります。
- ・異学年間の縦の交流が活発に行えます。

【指導体制】

- ・児童生徒の一人ひとりに指導が行き届きやすく、学習内容の定着状況を的確に把握できます。
- ・補充授業や、個別指導を含めた、きめ細かな指導を行えます。
- ・児童生徒一人ひとりの個性や課題を全教職員で共通認識できます。
- ・教材、教具などが、一人ひとりに行き渡りやすくなります。
- ・体験的な学習や校外学習などを機動的に行えます。

【学校運営】

- ・教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になります。
- ・施設・設備の利用時間等の調整を行いやすくなります。
- ・特色あるカリキュラムを編成しやすくなります。
- ・学校が一体となった活動を行いやすくなります。
- ・保護者や地域社会との連携が密になります。

(2) 小規模校のデメリット

【教育環境】

- ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなり、意欲や成長が引き出されにくくなります。
- ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすくなります。
- ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じます。
- ・集団の中で自己主張したり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくくなります。
- ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まります。
- ・集団内の男女比に極端な偏りが生じる可能性があります。

【指導体制】

- ・ 学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力等を行いにくくなります。
- ・ 児童生徒数、教員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくくなります。
- ・ 組織的な体制を組みにくく、指導方法等に制約が生じやすくなります。
- ・ 中学校では、各教科の教員をバランスよく配置できません。

【学校運営】

- ・ 一人で受け持つ校務分掌が多くなります。
- ・ 教員の出張、研修等の調整が難しくなります。
- ・ 児童生徒一人あたりにかかる経費が大きくなります。
- ・ P T A活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなります。

Ⅲ. 児童生徒数等から見た適正規模・適正配置について

この章では、各校区別に児童生徒数、学級数の推移予測を見たうえで、各中学校区別に適正規模・適正配置について基本的な考え方を述べていきます。

1. 児童生徒数、学級数の推移

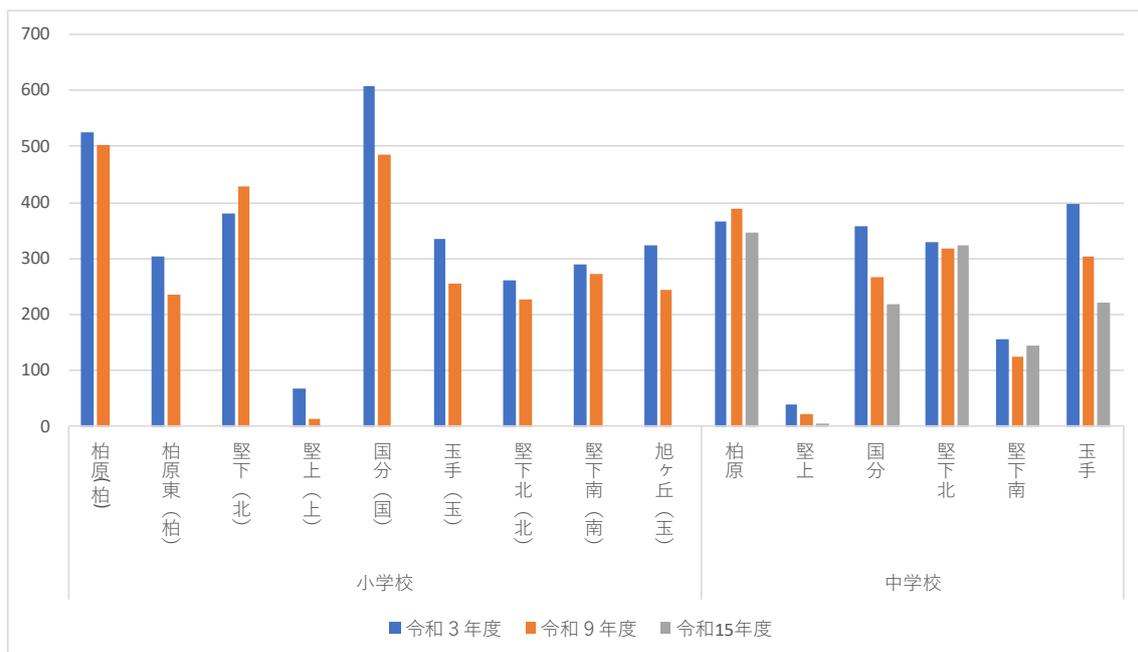
(1) 住民基本台帳による推移予測

住民基本台帳による児童生徒数の推移予測は、実際に出生している子どもの推移ですので、小学校では令和9年度まで、中学校では令和15年度までの予測が可能です。それによると、令和3年度の児童数は3,087人ですが、令和9年度には、2,662人となることが予測されます。また、令和3年度の生徒数は1,599人ですが、令和9年度には、1,420人、令和15年度には、1,255人となることが予測されます。

表1 学校別児童生徒数と推移予測（令和3年5月1日現在）〔桜坂小中学校を除く〕

表中の（ ）内は、進学中学校名を略したもの

	小学校										中学校						
	柏原 (柏)	柏原東 (柏)	堅下 (北)	堅上 (上)	国分 (国)	玉手 (玉)	堅下北 (北)	堅下南 (南)	旭ヶ丘 (玉)	小学校 合計	柏原	堅上	国分	堅下北	堅下南	玉手	中学校 合計
令和3 年度	525	302	381	66	608	334	260	290	321	3087	365	38	335	310	155	396	1599
令和9 年度	502	234	429	14	485	255	227	273	243	2662	388	20	267	318	125	302	1420
令和15 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	345	4	218	323	144	221	1255



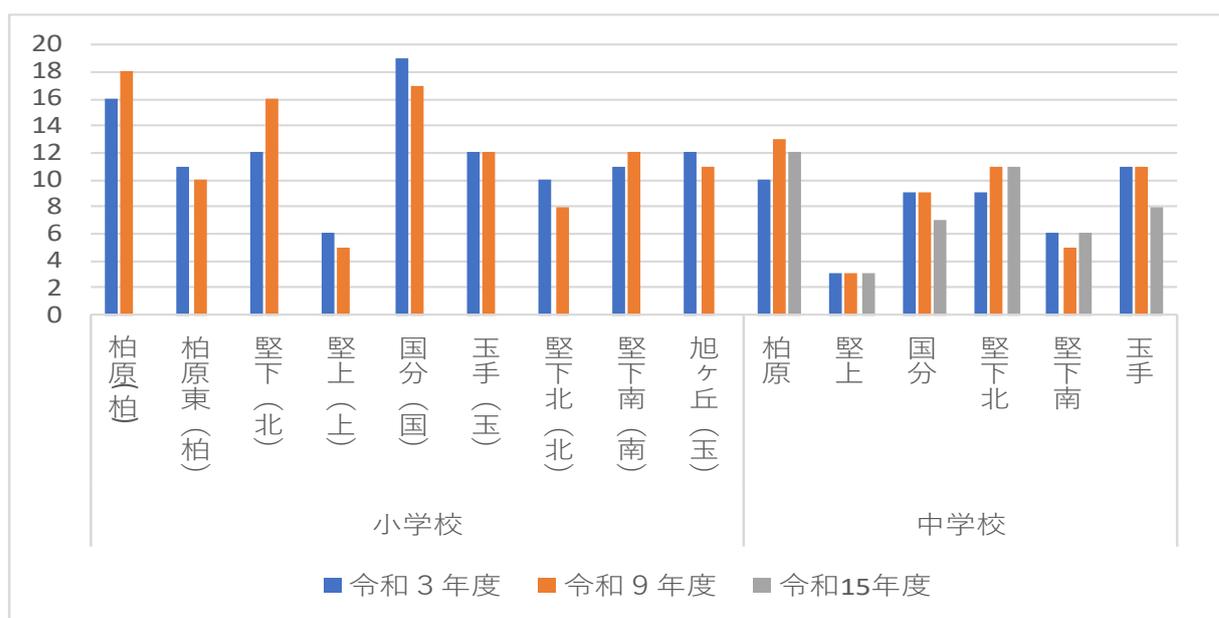
学級数は、児童生徒数により決まりますので、児童生徒数の減少に伴い、学級数も今後減少することが予想されます。令和3年度は最も学級数の多い小学校でも、国分小学校の19学級となっており、中学校では玉手中学校の11学級となっています。学級数は、令和3年度の小学校は109学級（支援学級は除きます）ですが、今後35人学級等の実施に伴って令和9年度には、109学級になると見込まれます。また、令和3年度の中学校は48学級（支援学級は除きます）ですが、令和9年度には、52学級、令和15年度には、47学級になると見込まれます。ただし、今後、柏原市及びその周辺都市において、住環境の整備や雇用機会が多く確保されることによって、若い子育て世代の人口構成割合が高まり、児童生徒数及び学級数が予想を上回る可能性があります。

表2 学校別学級数と推移予測（令和3年5月1日現在）

[桜坂小中学校を除く] [支援学級を除く]

表中の（ ）内は、進学中学校名を略したもの

	小学校										中学校						
	柏原 (柏)	柏原東 (柏)	堅下 (北)	堅上 (上)	国分 (国)	玉手 (玉)	堅下北 (北)	堅下南 (南)	旭ヶ丘 (玉)	小学校 合計	柏原	堅上	国分	堅下北	堅下南	玉手	中学校 合計
令和 3 年度	16	11	12	6	19	12	10	11	12	109	10	3	9	9	6	11	48
令和 9 年度	18	10	16	5	17	12	8	12	11	109	13	3	9	11	5	11	52
令和 15 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	3	7	11	6	8	47



(2) 人口推計による推移予測

「日本の地域別将来推計人口」では、平成25年の国勢調査を基とし、令和27年までの30年間（5年ごと）について、年齢（5歳）階級別の将来推計人口を予測しています。表3は年少人口（14歳以下）を抜粋したのですが、どの階級においても減少傾向が見られます。なお、資料は校区別でなく市全体の推計となっています。

表3 「日本の地域別将来推計人口（平成30〔2018〕年推計）」

（出典：国立社会保障・人口問題研究所）

		0～4歳	5～9歳	10～14歳	0～14歳合計
平成27年	2015年	2581	2771	3328	8680
令和2	2020年	2292	2512	2802	7606
令和7	2025年	1939	2233	2542	6714
令和12	2030年	1769	1890	2260	5919
令和17	2035年	1625	1727	1914	5266
令和22	2040年	1444	1590	1750	4784
令和27	2045年	1268	1414	1611	4293

そのため、校区別推計については、次ページに示した方法により算出し、表4にまとめました。平成25年3月推計では、平成52（2040）年には小学校10校中7校が、中学校6校中5校が小規模校になることが予測されましたが、平成30年3月推計では、35人学級の編制基準で試算し、小学校9校中6校が、中学校6校中4校が小規模校になることが予測されます。

また、平成30年3月推計では、前回の推移予測より小規模化する時期が早まる、またはより小規模となる小学校が3校（玉手小学校、堅下南小学校、旭ヶ丘小学校）ある一方、児童生徒数が減少していても、35人学級編制基準によって小規模化する時期が遅くなる、または解消される小学校が3校（柏原東小学校、堅下小学校、国分小学校）あることが予測されます。

中学校においても、小規模化する時期が早まる1校（堅下南中学校）がある一方、小規模化する時期が遅くなる、または解消される中学校が2校（柏原中学校、国分中学校）になることが見込まれます。

さらに、近年のマンション建設等により、在籍者数が増加する学校や、令和3年4月より小学校においては1学級当たり40人を基準とする編制基準が段階的に35人に引き下げられることにより、今後児童生徒数が減少しても学級数は減少しない学校が出てくると予想されます。

（※）中学校においても、35人学級編制の導入が文部科学省において検討されており、今後の法整備も見込まれています。

《表4》 児童生徒数の推移予測について》

平成25年3月推計、平成30年3月推計の「日本の地域別将来推計人口」を基に、各中学校区及び各校の割合から算出

《表4》 学級数の推移予測について》

平成25年3月推計：

(小学校) 児童数を6で除した値を学年児童数とし、1・2年生35人学級、3年生～6年生40人学級で試算

(中学校) 生徒数を3で除した値を学年生徒数とし、40人学級で試算

平成30年3月推計：

(小学校) 児童数を6で除した値を学年児童数とし、35人学級で試算

(中学校) 生徒数を3で除した値を学年生徒数とし、35人学級で試算 (※)

表 4

国立社会保障・人口問題研究所出典「日本の地域別将来推計人口」を基にした 学校別児童(生徒)数及び学級数の推移予測					(桜坂小中学校を除く)					
【小学校】					※太枠内は、小規模校に該当					
平成25年3月推計より					平成30年3月推計より					
柏原小学校	児童数	平成42年度(2030)	平成47年度(2035)	平成52年度(2040)	柏原小学校	児童数	令和12年度(2030)	令和17年度(2035)	令和22年度(2040)	令和27年度(2045)
	学級数	12	12	12		学級数	12	12	12	12
柏原東小学校	児童数	201	182	171	柏原東小学校	児童数	236	207	190	172
	学級数	6	6	6		学級数	12	6	6	6
堅下小学校	児童数	280	254	239	堅下小学校	児童数	298	261	239	217
	学級数	12	12	8		学級数	12	12	12	12
堅上小学校	児童数	48	44	41	堅上小学校	児童数	52	45	41	38
	学級数	6	6	6		学級数	6	6	6	6
国分小学校	児童数	353	321	301	国分小学校	児童数	475	417	382	346
	学級数	12	12	12		学級数	18	12	12	12
玉手小学校	児童数	351	318	299	玉手小学校	児童数	261	229	210	190
	学級数	12	12	12		学級数	12	12	6	6
堅下北小学校	児童数	179	162	152	堅下北小学校	児童数	203	178	163	148
	学級数	6	6	6		学級数	6	6	6	6
堅下南小学校	児童数	250	227	213	堅下南小学校	児童数	226	199	182	165
	学級数	12	8	8		学級数	12	6	6	6
旭ヶ丘小学校	児童数	280	254	239	旭ヶ丘小学校	児童数	251	220	202	183
	学級数	12	12	8		学級数	12	12	6	6
【中学校】					平成30年3月推計より					
平成25年3月推計より					平成30年3月推計より					
柏原中学校	生徒数	274	249	234	柏原中学校	生徒数	285	250	229	208
	学級数	9	9	6		学級数	12	9	9	9
堅上中学校	生徒数	30	27	26	堅上中学校	生徒数	30	26	24	22
	学級数	3	3	3		学級数	3	3	3	3
国分中学校	生徒数	220	200	188	国分中学校	生徒数	262	230	211	191
	学級数	6	6	6		学級数	9	9	6	6
堅下北中学校	生徒数	281	255	240	堅下北中学校	生徒数	242	212	195	176
	学級数	9	9	6		学級数	9	9	6	6
堅下南中学校	生徒数	140	127	120	堅下南中学校	生徒数	121	106	97	88
	学級数	6	6	3		学級数	6	3	3	3
玉手中学校	生徒数	348	316	297	玉手中学校	生徒数	309	271	249	225
	学級数	9	9	9		学級数	9	9	9	9

2. 各中学校区別方針

柏原市の児童生徒数は全ての中学校区において、今後も減少していく傾向にあります。中学校区の実態、短期的及び中長期的な予測を踏まえ、現時点での適正規模・適正配置についての基本的な考え方について、中学校区ごとに以下のとおり、まとめました。

なお、学級数見込の作成にあたっては、令和3年4月1日に施行された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」に基づく編制基準の変更により、令和9年度以降の学級編制の標準を35人としています。

また、学級数の予測は表2をもとに検討していきます。

(1) 柏原中学校区

①現状と予測

学校規模

- ・ 柏原小学校の児童数は減少傾向ですが、学級数は増加する見込みです。令和3年度は16学級であり、令和9年度には18学級が見込まれ、適正規模で推移する見込みです。
- ・ 柏原東小学校の児童数は減少傾向であり、令和9年度の学級数も1クラス減の10学級となり、小規模校として推移する見込みです。
- ・ 柏原中学校の生徒数は令和15年度までは増減する見込みですが、学級数は令和3年度の10学級と比較して増加し、令和9年度には13学級、令和15年度には12学級になる見込みです。

通学条件

- ・ 通学の道のりは、最長で小学校は1.6km、中学校で1.8kmであり、急な傾斜もないため、児童生徒の負担になりにくいと考えられます。
- ・ 柏原小学校区内の住宅街が、渋滞の抜け道に利用されることが多いことから、登校時に交通事故が発生したことがあります。事故現場は関係機関と協力して安全対策を施しています。また、国道25号線やJR大和路線が通り十分な安全対策が必要です。

通学区域

- ・ 近鉄大阪線により、大泉地区は堅下小学校区と分けられています。同じく太平寺地区は、堅下南小学校区と分けられています。
- ・ JR大和路線により、上市地区は、柏原小学校区と柏原東小学校区に分けられています。
- ・ 法善寺1丁目地区は柏原東小学校区と堅下北小学校区に分けられています。

歴史的経緯

- ・ 柏原小学校は明治 5 年、柏原郷学校として創立、柏原東小学校は昭和 28 年に柏原小学校から分離して柏原町立柏原東小学校として創立、柏原中学校は昭和 23 年、柏原町立中学校として創立された学校です。

小中一貫教育

- ・ 平成 24 年度の全市展開時より 2 小 1 中で施設分離型小中一貫教育に取り組んでいます。
- ・ 小・中学校の児童会、生徒会が中心となり、「あいさつ運動」を企画、実施しています。
- ・ 中学校が作成した「家庭学習の手引」を小中で共有し、指導の共通理解を図っています。
- ・ 元 6 年担任が中 1 生徒の授業参観を行い、中 1 担任と情報交換をして、小・中連携した生徒指導を行っています。
- ・ 3 校の P T A でバレーボールなどのスポーツ交流を行っています。
- ・ 3 校の教職員が夏休みに一同に会して、講師を招いて研修会を実施したり、児童生徒の様子や学校の教育活動の様子などを交流し合ったりしています。
- ・ 6 年生が中学校に行き、中学校の授業を体験させてもらうことで、「中 1 ギャップ」の軽減に努めています。
- ・ 中学校の体育科教員が小学校に出向いて、中学校の体育授業を 6 年生に体験させることで、中学校への期待と心構えを持つことができます。
- ・ 中学校の教員が小学校の校内研修（研究授業）に参加することで、児童の様子や指導の方法を知り、中学校での指導の参考にしています。

耐震化

- ・ 柏原小学校と柏原東小学校は平成 28 年度に、柏原中学校は平成 29 年度に校舎耐震化工事が完了しています。

防災施設

- ・ 柏原駅近くにある柏原小学校は、校区及びその周辺の指定避難場所（土砂災害を除く）です。
- ・ 柏原東小学校は、堅下地区で土砂災害があった場合、他校区の住民被害の受け入れ拠点ともなる指定避難場所です。
- ・ 柏原中学校は、柏原駅に近く、広いグラウンドがあります。また、柏原市総合防災マップによれば、柏原中学校区内で大和川浸水被害に遭わないと推測される指定避難場所（土砂災害を除く）です。

②今後の適正規模・適正配置について

- ・令和9年度は、柏原東小学校が10学級の小規模校である見込みですが、校区内にマンション建設の予定があるなど、人口増加の可能性も高いため、今後児童数の推移を注視する必要があります。
- ・学校は、地域社会と深い結びつきを持っており、地域の防災やスポーツ、文化活動等の拠点としての機能を持っています。今後も継続して、地域に開かれた学校として、存続することが求められています。
- ・柏原中学校区として、これまで蓄積してきた小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後さらにその教育内容の充実に期待します。

【基本的な考え方】

人口増加の可能性が高い校区であることを踏まえ、当面は現状を維持し、統廃合を行わないこととします。また、これまで進めてきた2小1中による施設分離型小中一貫教育を推進し、教育効果を一層高める取り組みの研究に努めてください。

(2) 堅上中学校区

①現状と予測

学校規模

- ・堅上小学校・中学校は、市内全域から通学が可能な小規模特認校（全学年単学級、各学年20名定員）です。毎年児童生徒を募集しているので、今後の正確な児童生徒数の推移を予測するのは難しい現状があります。
- ・本来の堅上小・中学校区内の1歳児から6歳児の人数は極端に少なく、小規模特認校として、市内全域からの入学・転入学児童生徒人数が、今後の堅上小・中学校の学校規模に大きく影響することが予想されます。
- ・特認生がない場合の令和9年度の堅上小学校児童数は14名、令和15年度の堅上中学校生徒数は4名になる見込みです。

通学条件

- ・本来の堅上小・中学校区の通学の道のりは、最長で約2.8kmあり、急な傾斜が多く、児童生徒にとって負担は少なくないことが推察できます。
- ・通学路は、街灯や人どおりが少ない場所が多く、小・中学校前の通学路である本堂・高井田線は、交通量はそれほど多くないが、道幅が狭いためガードレールの取り付けができません。また、曲がり角が多く見通しが悪いため、通学には注意が必要です。

- ・イノシシなどの野生動物も出没します。
- ・集団での登下校（小学校）、保護者のお迎え、見守り隊による登下校指導、警察との連携等、安全対策を図っています。
- ・本来の通学区域以外から通学する小学生は通学距離が長いため、スクールバスの利用を認めています。本来の通学区域以外から通学する中学生は、徒歩や、循環バス以外の公共交通機関を利用して通学しています。

通学区域

- ・本来の堅上小・中学校区は、柏原市の面積のおよそ3分の1あり、全域が山間部です。
- ・小規模特認校なので、市内全域が通学区域です。

歴史的経緯

- ・堅上小学校は、明治41年、中河内郡堅上尋常小学校として創立しました。
- ・堅上中学校は、昭和23年、柏原町立堅上中学校として、堅上小学校内に創立されました。
- ・平成15年度、堅上小学校は全校児童61人になり、初めて一部の学年で複式学級規模になったことで、保護者、地域から児童数減少への対応を求められました。そこで教育委員会は、「堅上地区学校教育検討会議」を立ち上げ、「堅上地区の地域の活性化や学校教育に関する基本的な方策について」の検討を重ねました。「堅上地区学校教育検討会議」の報告を受け、平成17年7月、教育委員会は「柏原市立堅上小学校、堅上中学校通学区域審議会」を設置し、「堅上小学校、堅上中学校の通学区域の拡大について」を諮問しました。教育委員会は、審議会の答申を得て「地域の活性化や教育条件の充実のため、堅上小学校は平成18年4月1日から、堅上中学校は平成19年4月1日から小規模特認校とし、通学区域を市内全域に拡大することにより学校を存続させる」ことを最終決定しました。堅上小学校の特認生は、平成18年度は30名転入学しました。毎年増減を繰り返しながらも増加傾向にあり令和3年度には66名中51名の特認生が在籍します。堅上中学校の特認生は、平成19年度に9名転入学しました。その後増加傾向にあり、令和3年度には38名中21名が在籍しています。

小中一貫教育

- ・平成19年度の小規模特認校開校時より1小1中で施設分離型小中一貫教育に取り組んでいます。
- ・小規模特認校として、少人数指導（全学年20名程度）による目の行き届くきめ細かな指導で学力の向上に取り組んでいます。また、時代の要請に応え

るために本中学校区ではICT機器を積極的に活用しています。その際、少人数の利点を生かし、機器に触れる機会や時間を増やしています。加えて、全校遠足やなかよし団活動、幼小中合同体育大会など、学年の枠を超えた取組みの推進で個性を伸ばす教育を充実させています。

- ・地元の方々の協力と豊かな自然環境により、全児童によるサツマイモ作り、ぶどう作り、米作り、森林伐採等、様々な体験活動が成り立っています。
- ・幼小中合同体育大会は、堅上地区の体育大会として、地域の方々や校区にある老人ホームの方々をお招きし、競技にも参加していただいています。

耐震化

- ・堅上小学校は平成2年に、堅上中学校は平成3年に新耐震基準で建設されました。

防災施設

- ・堅上小学校は、雁多尾畑地区の指定避難場所（洪水と土砂災害は除く）であり、敷地のほぼ全域が土砂災害警戒区域です。
- ・堅上中学校は、雁多尾畑地区の指定避難場所（洪水は除く）であり、運動場の一部が、土砂災害警戒区域に含まれています。

②今後の適正規模・適正配置について

- ・小規模特認校として、特色ある取組みを実施していることから、堅上小・中学校は、市内外から一定のニーズがあります。しかし、1学年20名程度の児童生徒数に満たない学年があることから、今後も、ホームページ等で広く周知し、児童生徒数の増加を図る必要があります。
- ・市内の特色ある学校として存続させることが望ましいので、当面は通学区域の見直しや統合は行わないこととします。
- ・堅上小・中学校は、山村地域にあるため、他地域に比べ、地元のコミュニティーの核としての性格が一層強く、地域の活性化の観点からも存続させることが望ましいです。
- ・通学条件については、スクールバスの運行等、引き続き関係諸機関や地域の方々と連携をとりながら、安全対策の充実を図る必要があります。

【基本的な考え方】

これまで積み重ねてきた1小1中による施設分離型小中一貫教育及び、市内唯一の小規模特認校の教育効果を一層高める取組みを推進するため、当面は現状を維持し、統廃合を行わないこととします。小規模化の現状を踏まえ、施設一体型小中一貫教育校や義務教育学校について、大阪府内の先行事例などの調査・研究に取り組むよう努めてください。

(3) 国分中学校区

① 現状と予測

学校規模

- ・ 国分小学校の児童数は緩やかな減少傾向です。そして、令和9年度の学級数は17学級となり、令和3年度と比較して、2学級減少の見込みですが、学校規模としては、適正の範囲で推移する見込みです。
- ・ 国分中学校の生徒数は緩やかな減少傾向ですが、令和9年度の学級数は9学級となり、令和3年度と比較して横ばいで適正規模のまま推移する見込みです。ところが、令和15年度の学級数は7学級になり小規模校になる見込みです。

通学条件

- ・ 通学の道のりは、最長で小学校で2.7km、中学校で2.7kmです。学校付近には坂がありますが、通学区域全体では坂は比較的少なく、児童生徒の過度な負担にはならないと思われます。
- ・ 交通量が多い国道25号線が通学区域を南北に分けていることから、登校時には、車、児童生徒、国分駅の利用者が多数行き交うため、大変危険です。交通安全対策の一環として、登下校時には地域の方々のご協力のもと見守りをしていただいたり、児童生徒の登下校を見守る通学路警備員を3名配置したり、児童を対象に市内循環バスの利用を一部認めるなどの安全対策に取り組んでいます。
- ・ 平成27年度には、中学校前に新しい歩道橋が設置されました。

通学区域

- ・ 国分小学校区は、通学区域が南北に細長く、近鉄大阪線により、旭ヶ丘小学校区と分けられています。また、大和川以北の一部、高井田東地区を校区に含んでいますが、指定外就学により堅下南小学校や堅上小学校へ通う児童が多くいます。
- ・ 高井田地区は堅下南小学校区域と国分小学校区域に分かれています。

歴史的経緯

- ・国分小学校は明治5年、堺県第25番小学校として創立しました。国分中学校は、昭和25年、南河内郡国分町立中学校として創立しました。

小中一貫教育

- ・平成24年度の全市展開時より2小1中で施設分離型小中一貫教育に取り組んでおり、令和2年度からは1小1中で施設分離型小中一貫教育に取り組んでいます。
- ・それぞれの学校が企画している研究授業や研修会、授業交流ウィークに中学校区内の教員が参加し、指導方法等の共通理解を図っています。
- ・中学校区で「国分中学校区家庭学習週間～やっとなるホーム～」を設定し、家庭学習の習慣づけに努めています。
- ・小・中学校の児童会、生徒会が連携して、国分駅ベンチの座布団作成などを行っています。現在はコロナ禍で実施できていませんが、これまでは互いに学校へ出向き、募金活動や、朝のあいさつ運動等の交流活動を活発に行っていました。

耐震化

- ・国分小学校と国分中学校は平成27年度に校舎耐震化工事が完了しています。

防災施設

- ・国分小学校と国分中学校は、どちらも敷地の一部が土砂災害警戒区域に入っていますが、指定避難場所になっています。

②今後の適正規模・適正配置について

- ・国分中学校区として、これまで蓄積してきた小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後さらに施設分離型小中一貫教育の教育内容充実の方策について検討することを期待します。
- ・通学条件については、引き続き関係諸機関や地域の方々と連携をとりながら、通学路警備員の配置など安全対策の充実を図る必要があります。
- ・学校は、地域社会と深い結びつきを持っており、地域の防災やスポーツ、文化活動等の拠点としての機能を持っています。今後も継続して、地域に関わられた学校であることを期待します。

【基本的な考え方】

令和9年度以降、児童生徒数は減少傾向にありますが、学級数においては適正規模で推移する見込みとなることから、当面は現状を維持し、統廃合を行わないこととします。また、これまで進めてきた1小1中による施設分離型小中一貫教育を推進し、教育効果を一層高める取組みの研究に努めてください。

(4) 堅下北中学校区

① 現状と課題

学校規模

- ・ 堅下小学校の児童数は令和9年度までは増加傾向です。そして、学級数も増加し、令和9年度には令和3年度と比較して4学級増の18学級の適正規模が見込まれています。
- ・ 堅下北小学校の児童数は令和9年度までは減少傾向にありますが、学級数は令和3年度と比較して、2学級減の8学級となり小規模校となる見込みです。
- ・ 堅下北中学校は、令和9年度及び令和15年度までは生徒数は横ばいで、学級数はいずれも令和3年度より2学級増加して、11学級が見込まれており、学校規模としては、適正規模です。

通学条件

- ・ 通学の道のりは、最長で小学校で1.0km、中学校で1.8kmです。通学区域の東側は山の麓であり坂が多くあります。居住地により異なりますが、概ね児童生徒の過度な負担にはならないと思われます。
- ・ 交通量が比較的多い旧国道170号線が通学区域を東西に分けているため、十分な交通安全対策が必要です。

通学区域

- ・ 堅下小学校区は、東の高尾山山頂を含む山の麓に位置します。
- ・ 堅下北小学校区は、堅下北中学校区の約4分の1の面積で、中学校区の北西に位置しています。
- ・ 堅下小学校区と堅下北小学校区によって、法善寺2丁目地区が分けられています。法善寺2丁目第1区から第3区が堅下小学校区、第4区が堅下北小学校区にあります。

歴史的経緯

- ・ 堅下小学校は明治 5 年、堺県 17 区郷学校として創立、堅下北小学校は昭和 49 年、堅下小学校より分離して創立、堅下北中学校は昭和 51 年、柏原中学校より分離して創立しました。
- ・ 堅下小学校は、平成 27 年の夏に卒業生による寄付で全普通教室に空調機器が設置されました。

小中一貫教育

- ・ 平成 23 年度より 2 小 1 中のモデル校として、施設分離型小中一貫教育に取り組んでいます。
- ・ 幼児、児童、生徒の交流として、リーダー研修（小中）、クラブ体験（小）、共同募金（小中）、小学校体験（幼小）等を実施しています。
- ・ 小中一貫会議を定期的に行い、学校のルール等の共通認識を図り、「中 1 ギャップ」を防ぐ取り組みを行っています。
- ・ 3 校合同の保護者の活動として、交通安全指導、夜間巡視、スポーツ活動等を実施し、交流を深めています。
- ・ 家庭学習習慣が身につくように「うちがくウィーク」を合同で設けています。

耐震化

- ・ 堅下小学校と堅下北小学校は平成 26 年度に、堅下北中学校は平成 25 年度に校舎耐震化工事が完了しています。

防災施設

- ・ 堅下小学校は、土砂災害警戒区域内にあることから、土砂災害以外の災害の指定避難場所になっています。
- ・ 堅下北小学校は、指定避難場所になっています。
- ・ 堅下北中学校は、校舎の一部が土砂災害警戒区域内にあることから、土砂災害以外の災害の指定避難場所になっています。
- ・ 堅下北中学校区には、いくつか指定避難場所がありますが、土砂災害の影響が少ない大型の指定避難場所は、堅下北小学校と堅下北コミュニティ会館、堅下合同会館です。

②今後の適正規模・適正配置について

- ・ 堅下北小学校は、現在 10 学級の小規模校で、令和 9 年度には 8 学級が予想されますが、堅下小学校は令和 9 年度まで児童数が増加傾向にあり、学級数も増加することから、中学校区全体の推移に注視していく必要があります。

- ・これまで蓄積してきた2小1中による施設分離型小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後さらにその教育内容を充実させることを期待します。

【基本的な考え方】

令和9年度以降、児童生徒数は減少傾向にありますが、学級数の減少は緩やかになる見込みとなることから、当面は現状を維持し、統廃合を行わないこととします。また、これまで進めてきた2小1中による施設分離型小中一貫教育を推進し、教育効果を一層高める取組みの研究に努めるとともに、今後の社会情勢や人口推計の変化に注目し、施設一体型小中一貫教育校や義務教育学校についての調査・研究にも努めてください。

(5) 堅下南中学校区

① 現状と予測

学校規模

- ・堅下南小学校の児童数は、令和9年度までは、ほぼ横ばいです。そして、学級数は、令和9年度には令和3年度と比較して1学級増の12学級になる見込みで、学校規模としては適正範囲になります。
- ・堅下南中学校生徒数は、令和9年度及び令和15年度もほぼ横ばいで、5～6学級で推移し学校規模としては小規模校ですが、大きく減少することなく学級数はほぼ横ばいになる見込みです。今後の生徒数・学級数に注視する必要があります。

通学条件

- ・通学の道のりは、最長で小学校で3.0km、中学校で2.8kmです。通学区域全体で坂は比較的多く、児童生徒の負担になっていると思われます。
- ・平成17年度より、通学距離の長い高井田地区の一部の低学年児童対象に登校時のみスクールバスを運行しています。また、平成26年度より、高井田分校閉校に伴い、新たに分校校区の1、2年生にもスクールバスの利用を認めています。
- ・旧国道170号線や近鉄大阪線、JR大和路線が通学区域内を通っているため、十分な交通安全対策が必要です。

通学区域

- ・ 堅下南小学校と堅下南中学校の1小1中校区です。
- ・ 柏原東小学校区によって、太平寺1丁目地区が分けられています。
- ・ 国分小学校区によって、高井田地区が分けられています。

歴史的経緯

- ・ 堅下南小学校は昭和52年、堅下小学校から分離して創立しました。
- ・ 堅下南中学校は、昭和58年、柏原中学校と堅下北中学校のそれぞれ一部を分離して創立されました。
- ・ 堅下小学校区内にあった、堅下小学校高井田分校は、昭和52年の堅下南小学校創立に伴い、堅下南小学校高井田分校と改名されました。
- ・ 平成22年4月に、堅下南小中一貫教育校が設置された際、健全育成会も一つになりました。また、これまで堅下南中学校へは堅下南小学校と、堅下小学校から入学していましたが、小中一貫校開校にともなって、堅下南小学校の校区から進学するように改編されました。
- ・ 堅下南小学校高井田分校は、児童数の減少のため、平成25年度末で閉校となりました。
- ・ 堅下南小・中学校校区内にある児童自立支援施設（大阪府立修徳学院）に入っている児童生徒のための学校として、同施設内に柏原市立桜坂小・中学校が平成25年度に創立されました。

小中一貫教育

- ・ 平成22年度より平地部のモデル校として、1小1中で施設分離型小中一貫教育に取り組んでいます。
- ・ 他の中学校区と異なり、道路を挟んだ隣接型となっています。
- ・ 小・中合同遠足、6年生の中学校1日授業体験、支援学級のデイキャンプを実施するなど、1小1中を生かした特色ある取り組みを行い、「堅下南小中学校」として内外に発信しています。
- ・ それぞれの学校が企画している授業公開や研修会に教員が参加し、指導方法の共通理解と児童生徒理解を図っています。
- ・ 中学校区で一つの健全育成会、小・中合同で学校評議員会を開催、地域活動でも小・中のPTAが協働するなど、保護者・地域での連携を図っています。

耐震化

- ・ 堅下南小学校は平成24年度に校舎耐震化工事が完了しており、堅下南中学校は昭和58年に新耐震基準で建設されました。

防災施設

- ・ 堅下南中学校は、敷地の一部が土砂災害警戒区域に入っていることから、土砂災害以外の災害の指定避難場所になっています。
- ・ 堅下南小学校は、指定避難場所になっています。
- ・ どちらも、市役所や近鉄安堂駅に比較的近い場所に位置します。

②今後の適正規模・適正配置について

- ・ 堅下南中学校は小規模校ですが、校区は広く、通学の道のりが生徒の負担となっていることから、さらに大きな負担となる他の中学校への統合等は、現状においては必要ありません。
- ・ 堅下南中学校区として、これまで蓄積してきた施設分離型小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後さらに教育内容を充実させる方策についての検討を期待します。

【基本的な考え方】

これまで進めてきた1小1中による施設分離型小中一貫教育を推進し、教育効果を一層高める取組みを進めるため、当面は現状を維持し、統廃合を行わないこととします。令和9年度以降、児童生徒数及び学級数ともに減少傾向にあり、小規模化が進むと予想されることから、施設一体型小中一貫教育校や義務教育学校について、大阪府内の先行事例などの調査・研究に取り組むように努めてください。

(6)玉手中学校区

①現状と課題

学校規模

- ・ 玉手小学校の児童数は、令和9年度までは減少傾向にありますが、学級数12学級のまま、適正の範囲で推移する見込みです。
- ・ 旭ヶ丘小学校の児童数は、令和9年度までは減少傾向にあり、学級数は令和3年度と比較して、1学級減の11学級になることで、小規模校になる見込みです。
- ・ 玉手中学校の生徒数は、令和15年度までは減少傾向が見込まれています。学級数については、令和9年度までは令和3年度と変わりなく11学級のまま適正規模で推移する見込みですが、令和15年度には8学級に減少し学校規模としては小規模校になる見込みです。

通学条件

- ・通学の道のりは、最長で小学校で1.5km、中学校で2.6kmです。通学区域内に玉手山があることから、居住地によっては毎日の通学が負担になる児童生徒もいます。
- ・住宅地の中に府道が複数本走っており、十分な安全対策が必要です。

通学区域

- ・玉手小学校区は、通学区域が南北に細長いです。
- ・旭ヶ丘小学校区は、通学区域が東西に細長いです。

歴史的経緯

- ・玉手小学校は、昭和48年に国分小学校から分離して創立、旭ヶ丘小学校は、昭和56年に国分小学校と玉手小学校からそれぞれ一部を分離して創立、玉手中学校は、昭和60年に国分中学校から分離して創立しました。

小中一貫教育

- ・平成24年度の全市展開時より2小1中で施設分離型小中一貫教育に取り組んでいます。
- ・小・中の教員が教科ごとのカリキュラムを検討し、子どもたちのつまずきを無くす学習指導を進めています。
- ・年度末に各校の全教職員が集まり、1年間の取組みの報告や総括を行い、共通理解を図っています。
- ・小中一貫推進会議だけでなく、小中一貫6部会と小中一貫教科部会も学期に一回行い、部会や教科の進め方や情報の交流を行っています。令和3年度も集合型やオンライン型で行いました。
- ・夏の研修は中学校区で講師を招き、校区で共通した課題に関する研修を行いました。

耐震化

- ・玉手小学校は平成27年度に、旭ヶ丘小学校は平成25年度に校舎耐震化工事が完了しており、玉手中学校は昭和60年に新耐震基準で建設されました。

防災施設

- ・玉手小学校は、土砂災害以外の災害の指定避難場所になっています。
- ・旭ヶ丘小学校は、指定避難場所になっています。
- ・玉手中学校は、洪水以外の指定避難場所になっています。

②今後の適正規模・適正配置について

- ・令和9年度までは、玉手小学校、玉手中学校の学級数が適正範囲にあります。旭ヶ丘小学校は11学級になる見込みです。今後の児童数の推移に注視する必要がありますが、令和9年度までに早急に統合を検討する必要はないと判断します。
- ・玉手中学校区として、これまで蓄積してきた施設分離型小中一貫教育の実践と成果を生かし、今後さらに教育内容を充実させる方策について研究実践に取り組んでいただきたい。

【基本的な考え方】

令和9年度以降の児童生徒数は減少傾向にありますが、学級数は適正範囲で推移する学校があるため、当面は現状を維持し、統廃合を行わないこととします。これまで進めてきた2小1中による施設分離型小中一貫教育を推進し、教育効果を一層高める取組みの研究に努めるとともに、今後の社会情勢や人口推計の変化に注目し、施設一体型小中一貫型教育校や、義務教育学校についての調査・研究に努めてください。

おわりに

本審議会は、令和3年7月に教育委員会からの諮問を受けて、柏原市立小・中学校の適正規模・適正配置について、4回の審議を重ねました。本答申は、現在の住民基本台帳による児童生徒数の推移と国立社会保障・人口問題研究所のデータを参考にして、小学校は令和9年度まで、中学校は令和15年度までの予測できる数字をもとに、今後の適正規模・適正配置についての基本的な考え方や方策について述べたものです。

その際、数字だけに囚われるのではなく、学校は児童生徒を育成するという使命を持つとともに、地域にとっての大きな存在であるということを、基本的な考え方として、本答申の策定を進めてきたところです。

本答申において、各中学校区に当面の方針を提起しましたが、国立社会保障・人口問題研究所のデータによると、今後も全国的に児童生徒数は減少することが予想されていることから、引き続き、今後の社会情勢や人口推計の変化に注目し、概ね5年を目途に、本答申の見直しが必要であると考えます。

また、小中一貫教育を推進する観点からの適正規模・適正配置の考え方については、将来を見据えた上で本答申を活用されることを望みます。